

12 住宅を探しています。

県営住宅などの公営住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の倍率を上げるなどの優遇措置がとられています。また、自宅を改修する場合には、給付金が支給される場合があります。

事業	内容	対象者
○公営住宅		
県営住宅家賃の減額	<p>県営住宅に入居されている障害者世帯（単身者を含む。）で、下記の所得月額に該当する方のうち、生活保護（住宅扶助）受給者でない入居者については、家賃が減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得月額 52,001円～78,000円 ・減額率 10% <p>○上記の減額制度のほか、低所得者に対する減免制度もあります。</p>	<p>○障害者のいる世帯 ○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者のいる世帯 ・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
福祉向県営住宅への入居	<p>一般世帯よりも優先して入居できるように、福祉向県営住宅入居制度があります。</p> <p>○募集期間 年3回（第1回 4月～7月、第2回 8月～11月、第3回 12月～3月）</p> <p>○募集方法 先着順（なお、抽選募集においても福祉枠により優遇している住宅もあります。）</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者のいる世帯 ○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者のいる世帯 ・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
身体障害者世帯向け特別設計県営住宅への入居	<p>車いす使用の下肢障害者のいる世帯については、車いす使用のために特別設計された身体障害者世帯向け特別設計県営住宅へ入居できます。</p> <p>○募集方法 抽選募集</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○身体障害者のいる世帯 ○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者（下肢障害）のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者（下肢障害）のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	

事業	内 容	対象者
単身者向県営住宅への入居	<p>空き家のある県営住宅の中から特定の住宅について、抽選により入居者を募集します。</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者</p> <p>○戦傷病者</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 ・1～3級の精神障害者又は精神障害者と同程度の障害のある知的障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 ・特別項症から第6項症までと第1款症の戦傷病者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 <p>など</p>	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
都市再生機構賃貸住宅の入居における優遇措置	<p>1 近居促進制度</p> <p>優遇対象世帯（高齢者、障害者又は子育て優遇者を含む世帯）及び近居世帯（優遇対象世帯の直系血族又は現に扶養義務を負っている3親等内の親族を含む世帯）が、同一団地、隣接する団地又は概ね半径2キロ圏内に存する団地に居住する場合に家賃の割引制度があります。</p> <p><割引対象世帯></p> <p>優遇対象世帯及び近居世帯のうち、割引対象団地の住戸に新たに居住することとなる世帯</p> <p><割引率・期間></p> <p>割引対象世帯の家賃を入居開始日から起算して5年間5%割引くものとします。</p> <p><割引対象団地></p> <p>先着順募集の住戸※としますが、高優賃等は対象外とします。</p> <p>※対象となる団地の詳細については、下記までお問い合わせください。</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p> <p>○知的障害者のいる世帯</p> <p>○これら世帯を支援する世帯</p>
	<p><問い合わせ先> UR名古屋営業センター TEL(052)968-3100</p>	
	<p>2 新築の団地</p> <p>「障害者区分」でお申込の場合、当選率が「普通区分」の20倍に優遇されます。<u>家賃の軽減等はありません。</u></p> <p><対象者></p> <p>詳細については、下記までお問合わせください。</p> <p><u>優遇措置の重複適用はしません。</u></p>	
	<p><問い合わせ先> 独立行政法人都市再生機構 営業推進課 TEL(052)968-3122</p>	
○自宅		
住宅改修費の給付 (日常生活用具の給付)	<p>自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、市町村が居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付しています。</p> <p>○実施については、市区町村役場に確認してください。</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <p>身体障害者（1～3級の下肢・体幹障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。））のいる世帯</p> <p>（注）特殊便器への取り替えについては、上肢障害2級以上の方に限ります。</p> <p>○市町村により異なる場合があります。</p>	
	<p><問い合わせ先> 市区町村役場</p>	